4　非課税口座異動届出書（氏名の変更に係るものに限る。）の提出を受けた第一項の金融商品取引業者等の営業所の長又は非課税口座移管依頼書の提出の際に経由した第二項に規定する移管前の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書に記載された事項その他の財務省令で定める事項を、法第三十七条の十四第九項各号に掲げるいずれかの方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長又は移管前の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

（非課税口座が開設されている金融商品取引業者等において事業譲渡等があつた場合）

第二十五条の十三の三　事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は金融商品取引業者等の営業所の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更により、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設している非課税口座に関する事務の全部が、その事業の譲渡を受けた金融商品取引業者等若しくはその合併により設立した金融商品取引業者等若しくはその合併後存続する金融商品取引業者等若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融商品取引業者等の営業所又は同一の金融商品取引業者等の他の営業所（以下この条において「移管先の営業所」という。）に移管された場合には、当該移管された日以後における当該移管された非課税口座に係る法第三十七条の十四第一項から第十四項までの規定の適用については、当該非課税口座に係る移管前の営業所（当該移管先の営業所に当該非課税口座に関する事務を移管した金融商品取引業者等の営業所をいう。）の長がした非課税口座開設届出書の受理、同条第十一項において準用する同条第七項の規定による確認その他の手続は、当該移管先の営業所の長がしたものとみなす。

2　前項の移管先の営業所の長は、その移管があつた後速やかに、その旨その他財務省令で定める事項を、法第三十七条の十四第九項各号に掲げるいずれかの方法により当該移管先の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

（非課税口座廃止届出書等）

第二十五条の十三の四　非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該非課税口座につき法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、当該非課税口座を廃止する旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条及び第二十五条の十三の六において「非課税口座廃止届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

2　非課税口座廃止届出書の提出があつた場合には、その提出があつた日の翌日に当該非課税口座廃止届出書に係る非課税口座が廃止されるものとし、同日以後に支払を受けるべき法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（第二十五条の十三の七第三項において「上場株式等の配当等」という。）及び同日以後にその口座において処理される上場株式等の譲渡による所得については、法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第三項までの規定は、適用しない。

3　非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、出国（第二十五条の十の五第一項に規定する出国をいう。以下この条において同じ。）により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その者は、その出国をする日の前日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（第二十五条の十三の六において「出国届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

4　非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合には、その者は、当該出国の日の前日に非課税口座廃止届出書を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなして、第二項の規定を適用する。

（非課税口座開設者死亡届出書）

第二十五条の十三の五　非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が死亡したときは、その者の相続人（相続人がないときは、財務省令で定める者）は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が死亡したことを知つた日以後遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次条において「非課税口座開設者死亡届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

（金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存）

第二十五条の十三の六　金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税口座開設届出書の提出をして開設された非課税口座に係る非課税口座内上場株式等につき帳簿を備え、各人別に、その非課税口座内上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管、受入れ及び譲渡（譲渡以外の払出しを含む。）に関する事項を明らかにし、かつ、当該帳簿を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

2　金融商品取引業者等の営業所の長は、第二十五条の十三第八項の規定による通知をしたときは、その旨及びその通知をした事項につき帳簿を備え、各人別に、その事績を明らかにし、かつ、当該帳簿を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

3　法第三十七条の十四第九項後段の金融商品取引業者等の営業所の長及び第二十五条の十三第十八項の金融商品取引業者等の営業所の長は、これらの規定に規定する帳簿を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

4　金融商品取引業者等の営業所の長は、法第三十七条の十四第十三項又は第二十五条の十三の二第四項若しくは第二十五条の十三の三第二項に規定する財務省令で定める事項をこれらの規定に規定する所轄税務署長に提供したときは、その旨及びその提供をした事項につき、帳簿を備え、各人別に、その事績を明らかにし、かつ、当該帳簿を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

5　金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税口座開設届出書（電磁的方法（第二十五条の十の二第十項第一号に規定する電磁的方法をいう。以下この項において同じ。）により提供された当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第二十五条の十の九第三項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）を含む。）、非課税口座開設確認書、法第三十七条の十四第六項の申請書（電磁的方法により提供された当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）、第二十五条の十三第十二項に規定する書類、非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書、非課税口座廃止届出書、出国届出書、非課税口座開設者死亡届出書その他財務省令で定める書類を受理した場合には、財務省令で定めるところにより、これらの届出書、確認書、申請書、書類及び依頼書を保存しなければならない。

（非課税口座年間取引報告書）

第二十五条の十三の七　第二十五条の十三第二十項及び第二十一項の規定は、法第三十七条の十四第十六項の承認を受ける場合について準用する。

2　法第三十七条の十四第十五項の報告書（以下この条において「非課税口座年間取引報告書」という。）にその額その他の事項を記載すべきものとされる上場株式等の譲渡の対価（所得税法第二百二十四条の三第三項に規定する金銭等及び同条第四項に規定する償還金等を含む。以下この項において同じ。）の支払（所得税法第二百二十四条の三第三項及び第四項に規定する交付を含む。以下この項において同じ。）を受ける者（所得税法第二百二十八条第二項に規定する支払を受ける者に該当する者を除く。）及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四条の三第一項、第三項及び第四項並びに第二百二十五条第一項のうち当該上場株式等の譲渡の対価に係る部分の規定は、適用しない。